③　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の二十三　（略）

②　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　（略）

二　第七十七条の六の二十六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十号表第一号1(4)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

③　第十号表第一号1(4)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　（略）

（登録の更新）

第七十七条の六の二十四　第十号表第一号1(4)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

②　（略）

（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②～④　（略）

⑤　地方運輸局の事務所の長は、第三項において準用する第二項の規定による申請書の提出があつたときは、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第三項において準用する第一項の有効期間の更新を行う。

一　当該有効期間が満了する日以前五年以内に、低引火点燃料船において、船長又は甲板部若しくは機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するものとしてその職務に一月以上従事した経験を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　低引火点燃料船における燃料の補給作業（ロ並びに次号イ及びロにおいて「補給作業」という。）に三回以上従事した経験を有すること。

ロ　補給作業に一回又は二回従事した経験を有すること及び第十号表第一号1(3)に規定する講習の課程を修了したこと。

二　当該有効期間が満了する日以前五年以内に、低引火点燃料船又は液化ガスタンカーに三月以上乗り組んだ履歴を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　補給作業に三回以上従事した経験を有すること。

ロ　補給作業に一回又は二回従事した経験を有すること及び第十号表第一号2(3)に規定する講習の課程を修了したこと。

ハ　液化ガスタンカーにおいて積荷又は揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。

三　（略）

⑥～⑧　（略）

③　（略）

（登録の要件等）

第七十七条の六の二十三　（略）

②　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　（略）

二　第七十七条の六の二十六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十号表第一号1(3)の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

③　第十号表第一号1(3)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一～四　（略）

（登録の更新）

第七十七条の六の二十四　第十号表第一号1(3)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

②　（略）

（認定の有効期間等）

第七十七条の七　（略）

②～④　（略）

⑤　地方運輸局の事務所の長は、第三項において準用する第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第三項において準用する第一項の有効期間の更新を行う。

一　当該有効期間が満了する日以前五年以内に第十号表下欄に規定する経験を有すること。

（新設）

二　（略）

⑥～⑧　（略）